

県立高等学校体験学習特別講師取扱要綱

(目的)

第1条 文化的な活動における有資格者を講師として委嘱し、生徒の体験学習を充実させる。

(構成)

第2条 学校に委嘱できる体験学習特別講師は、原則として一校当たり1人とする。

(委嘱)

第3条 教育委員会は、校長から推薦のあった者に体験学習特別講師として委嘱することが適当と認める場合、当該推薦のあった者を体験学習特別講師として委嘱する。

(役割等)

第4条 教科・科目や総合的な学習の時間等において、体験学習を補助する。

2 放課後、希望する生徒に対して継続的に指導する。なお、指導回数は原則として週1回とする。

(任期)

第5条 体験学習特別講師の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。

2 教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、任期終了前に、解任することができる。

3 校長は、体験学習特別講師に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、新たに人選することができる。

(守秘義務)

第6条 体験学習特別講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。体験学習特別講師の職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第7条 体験学習特別講師に対する謝金は、月額5,000円とする。

2 交通費については月4回、年間48回まで支給する。交通費の算出方法は非常勤講師の費用弁償の計算方法に準じる。

(その他)

第8条 この要項の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。